

■ 漁港建設業の担い手として外国人材を受け入れていくために (一社) 全日本漁港建設協会

■ 建設分野特定技能制度の背景

令和元年4月、外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野：建設業などの14分野）について、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新しい在留資格（特定技能）が創設されました。

建設分野においては、建設分野における担い手不足の解消や生産性向上のため、外国人材を特定技能外国人として確保し、現場を支える技能労働者として適正かつ円滑に受け入れ、育成することを目的として、(一社)建設技能人材機構（以下、JACという）が設立され、外国人労働者の教育訓練や特定技能1号評価試験の実施、職業紹介や説明会の開催といった事業を展開しています。

■ (一社) 全日本漁港建設協会の取組み

(一社) 全日本漁港建設協会は、海上以外の工事にも広く対応可能な「多能工」的な職種を求める声から多くあったことから多能工な職種として設けられた業務区分「土工」において、漁港漁場関係工事が対応できるように措置するとともに、令和2年6月4日にJACに加入し、会員による特定技能外国人の受入を支援してきたところです。

令和4年8月30日、業務区分が19区分と細分化されているため業務範囲が限定的であったことから、業務区分を3区分（土木、建築、ライフライン・設備）に統合する等の改正が行われ、業務範囲が大幅に拡大しました。

このことから、業務区分に応じた職種・作業（型枠施工等）の技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能外国人として従事する場合に必要な技能試験及び日本語試験が免除となりました。※後掲「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」参照

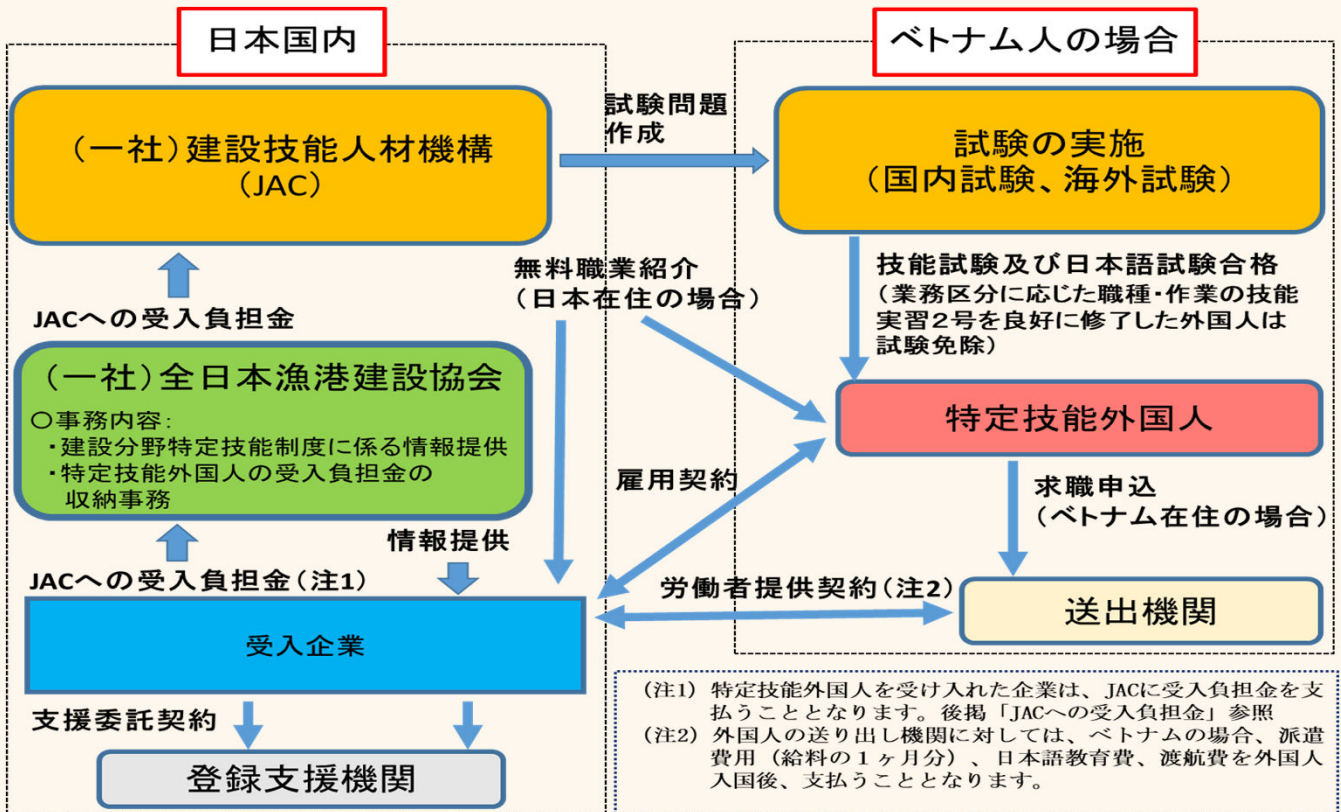
なお、当協会は建設分野特定技能制度の情報提供や受入企業がJACに支払う受入負担金の収納事務を行っています。

■ 建設分野特定技能制度について

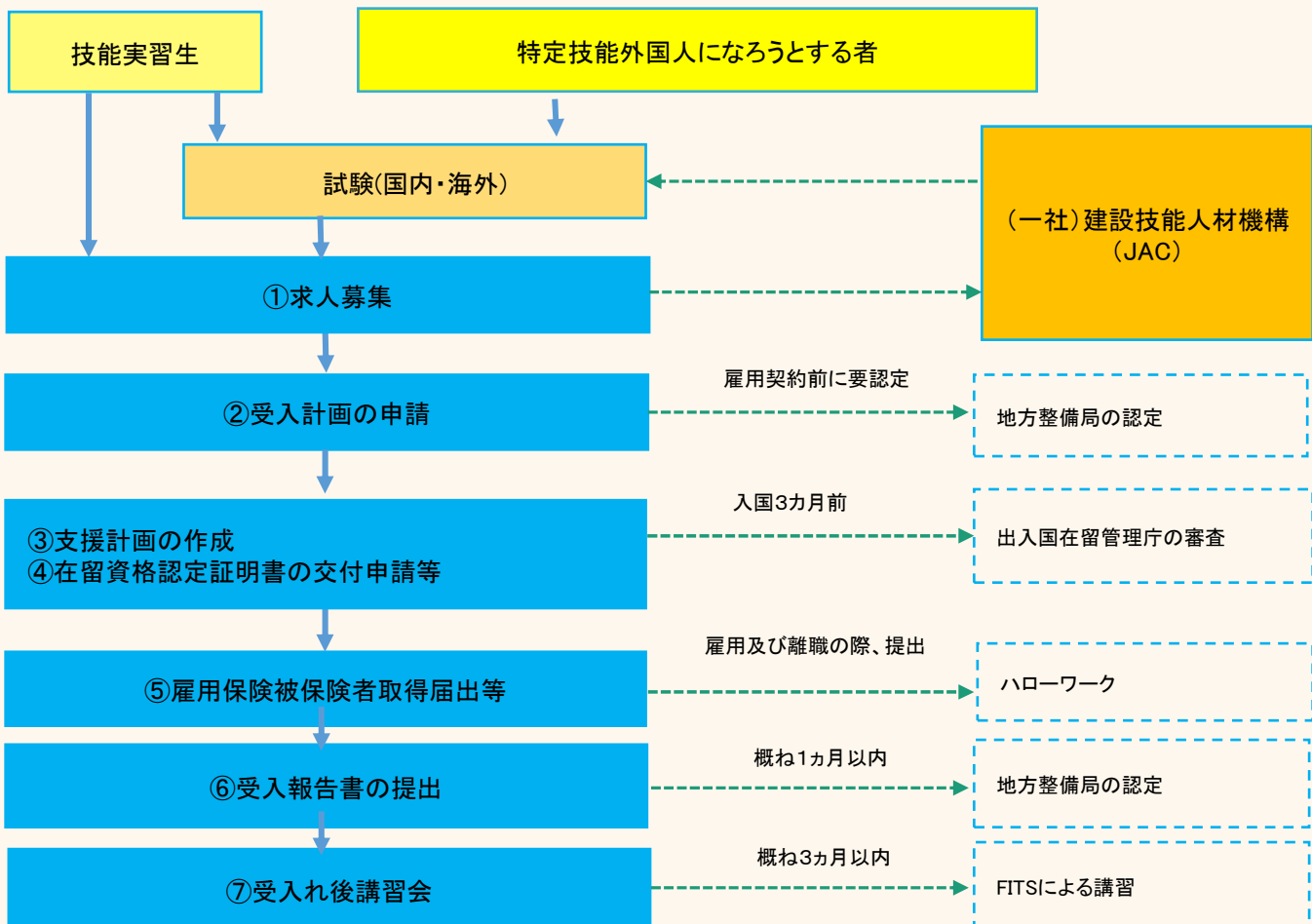
特定技能外国人の活動内容は、特定産業分野であって、相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する在留資格を特定技能1号、熟練した技能を要する業務に従事する在留資格を特定技能2号に区分されています。

	特定技能1号	特定技能2号	(参考) 技能実習
在留期間	1年、6か月又は4か月ごとの更新、通算で上限5年まで	3年、1年又は6か月ごとに更新し、上限はない	技能実習1号：1年以内 技能実習2号：2年以内 技能実習3号：2年以内 (合計で最長5年)
技術水準	試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人などは試験を免除）	試験等で確認	求めない
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を良好に修了した外国人は試験を免除）	試験等での確認は不要	求めない
家族の帯同	基本的に認めない	要件を満たせば可能（配偶者、子）	認めない
転籍・転職	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能	同左	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能
支援機関	個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う支援機関あり（出入国在留管理庁による登録制）	同左	なし

■ 日本とベトナムにおける関係機関について



■ 受入企業が行う一連の事務について



① 求人募集

- ・ 受入企業は、下記のアドレスのJACホームページにて求人募集を行います。また、JACホームページに外国人の求職情報も掲載されています。
<https://jac-skill.or.jp>
- ・ 技能実習生については、技能実習2号を良好に修了した外国人又は技能実習3号を修了した外国人は試験免除で特定技能1号外国人になることが可能です。「技能実習2号を良好に修了」とは、技能実習を2年10か月以上修了し、次のいずれかを満たすことです。
 - ・ 技能検定3級又は技能実習評価試験（専門級）の実技試験に合格していること。ただし、技能実習の職種（作業）が特定技能1号の業務区分に応じている場合は、試験免除となります。
 - ・ 実習実施者が作成した評価調書により技能実習2号を「良好に修了」と認められること。

② 建設特定技能受入計画の申請

- ・ 雇用契約締結前に受入計画を作成（参考資料参照）、地方整備局に申請し認定を受けます。
- ・ 建設特定技能受入計画の申請は、下記のアドレスから「外国人就労管理システム」にアクセスして申請します。

https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjisk_1.0.0/portal

- ・ 詳細は国土交通省の各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局へお問い合わせ下さい。

③ 特定技能外国人支援計画の作成

- ・ 支援計画を作成し、在留資格認定証明書の交付申請又は在留資格変更許可申請の際、出入国在留管理庁に提出します。
- ・ 支援計画は、省令で定められた10項目（参考資料参照）の実施内容・方法を記入します。
- ・ 支援計画実施の全部又は一部を登録支援機関に委託することができます。
- ・ 受入企業の求めに応じて、10項目のうち、①④はFITSが適正費用で実施、⑦⑨はJACが無償で実施します。
- ・ JAC：（一社）建設技能人材機構、FITS：（一財）国際建設技能振興機構への一部依頼についての詳細は、JAC（03-6453-0220）にお問い合わせ下さい。

④ 在留資格認定証明書の交付申請等

- ・ 試験合格者などの外国人を日本に招へいする場合には、受入企業は出入国在留管理庁に在留資格証明書の交付申請を行い、その証明書を外国人に送付します。在日外国人は、自ら出入国在留管理庁に在留資格変更許可申請を行います。
- ・ 受入計画の認定前でも交付申請等は可能ですが、認定証の交付及び在留許可の変更許可を受ける際には、受入計画の認定証の写しが必要です。
- ・ 在留資格認定証明書等の書類の書き方や手続きなどの詳細は、出入国在留管理庁にお問い合わせ下さい。 外国人の方 03-6633-2539、企業の方 03-6625-4702

⑤ 雇用保険被保険者資格取得届等

雇用及び離職の際、雇用保険者資格取得届等をハローワークに提出します。

⑥ 受入報告書の提出

- ・ 受入れ後、概ね1か月以内に受入報告書を下記のアドレスから「外国人就労管理システム」にアクセスして報告します。

https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjisk_1.0.0/portal

- ・ 詳細は、国土交通省の各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局にお問い合わせ下さい。

⑦ 受入れ後講習

受入れ後、概ね3か月以内に、FITSによる講習を外国人に受講させなければなりません（有償）。ただし、事前巡回指導（無償）を受けた場合は免除となります。
また、年一回の巡回指導を受入れなければなりません。

■ 参考資料

■ 受入計画 オンライン申請添付書類一覧

書類 No.	書類名
1	登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（申請日より3カ月以内発行のもの）
2	建設業許可証（有効期限内のもの）
3	常勤職員数を明らかにする文書（社会保険加入の確認書類）
4	建設キャリアアップシステムの事業者IDを確認する書類
5	特定技能外国人受入事業実施法人に加入していることを証する書類（会員証明書）
6	代理権を有することを証する書類（代理申請を行う場合のみ）
7	ハローワークで求人した際の求人票（申請日から直近1年以内。建築・土木の作業員の募集であること）
8	同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書（国土交通省ホームページからダウンロード）
9	就業規則及び賃金規程（労働基準監督署に提出したものの写し。常時10人以上の労働者を使用していない企業にあって、これらを作成していない場合には提出不要）
10	同等の技能を有する日本人の賃金台帳（直近1年分。賞与を含む。）
11	同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類（経歴書等。様式任意）
12	特定技能雇用契約書及び雇用条件書の写し（全員分）
13	時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）、変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー（有効期限内のもの）
14	雇用契約に係る重要事項事前説明書（告示様式第2）（全員分）
15	建設キャリアアップシステムの技能者IDを確認する書類

○書類No. 5「会員証明書」については、全日本漁港建設協会が当協会会員に会員証明書を発行します。

○書類No. 8「同等額以上の報酬であることの説明書」の記載にあたり、特定技能雇用契約に係る賃金支払い基準（建設分野）は、次のとおりです。

- ・社内の同等技能の日本人技能者との比較

⇒経験年数の差で賃金に格差を設けることは可能だが、日本語能力を理由とした賃金の差別は認められない。最低賃金レベルは×

- ・同一圏域における建設技能者の賃金水準と均衡を失っていないこと

⇒各都道府県労働局において公表されているハローワークの求人求職賃金を参考に記載

- ・大都市圏その他特定の地域への集中を防止する観点から、全国の賃金水準との比較も考慮

※この他、同一企業内で受入実績のある技能実習生及び外国人建設就労者との比較の観点からも審査が行われます。

■ 外国人支援計画 10項目

<p>①事前ガイダンス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明 	<p>②出入国する際の送迎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎 ・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行 	<p>③住居確保・生活に必要な契約支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連帯保証人になる・社宅を提供する等 ・銀行口座等の開設・携帯電話やライブラリの契約等を案内・各手続の補助 
<p>④生活オリエンテーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明 	<p>⑤公的手続等への同行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助 	<p>⑥日本語学習の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等 
<p>⑦相談・苦情への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等 	<p>⑨日本人との交流促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等 	<p>⑩定期的な面談・行政機関への通報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的（3か月に1回以上）に面談し、労働基準法違反等があれば通報 

入出国在留管理庁作成資料より

■ 受入企業の受入負担（令和3年度JAC総会決議）

対象となる特定技能外国人の別	受入負担金の月額
海外試験合格者（JACが指定する海外教育訓練を受ける場合）	20,000円
海外試験合格者（JACが指定する海外教育訓練を受けない場合）	15,000円
国内試験合格者	13,750円
海外試験免除者（技能実習2号修了者等）	12,500円

■ 特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－
（平成31年3月法務省・国土交通省編）

試験区分 建設分野特定技能1号評価試験（土木）等

業務区分 土木

別表 6-2

業務の定義	指導者の指示・監督を受けながら、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業等に従事
主な業務内容	① 型枠施工 ② コンクリート圧送 ③ トンネル推進工 ④ 建設機械施工 ⑤ 土工 ⑥ 鉄筋施工 ⑦ とび ⑧ 海洋土木工 ⑨ その他、土木施設の新設、改築、維持、修繕に係る作業
想定される関連業務	① 原材料・部品の調達・搬送 ② 機器・装置・工具等の保守管理 ③ 足場の組立て、設備の掘り起こしその他の後工程の準備作業 ④ 足場の解体、設備の埋め戻しその他の前工程の片付け作業 ⑤ 清掃・保守管理作業 ⑥ その他、主たる業務に付随して行う作業

（参考）「土木施設」とは、一般に、土地に定着する工作物のうち建築物以外のものを広く含む概念であると解されており、道路、公園、河川堤防、港湾施設、空港滑走路等がその代表的なものです。

「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領－建設分野の基準について－」第1

特定技能1号（土木）の試験が免除となる技能実習2号

別表 6-1（建設）

職種	作業
さく井	パーカッション式さく井工事作業、ロータリー式さく井工事作業
型枠施工	型枠工事作業
鉄筋施工	鉄筋組立て作業
とび	とび作業
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事作業
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事作業
建設機械施工	押土・整地作業、積込み作業、掘削作業、締固め作業
鉄工	構造物鉄工作業
塗装	建築塗装作業、鉄橋塗装作業
溶接	手溶接、半自動溶接

（一社）全日本漁港建設協会
 東京都中央区八丁堀3丁目25番10号JR八丁堀ビル5階
 TEL：03-6661-1155 担当：牧野